

令和8年5月29日

令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金の実施予定について

標記補助金については、次のとおり募集を開始する予定です。

応募にあたっては機器等のデモンストレーションによる検討や選定の準備が想定されますので、あらかじめ御案内いたします。

1 補助事業募集開始時期 令和8年7月中旬ごろ（予定）

2 補助要件の1つとなる 「宮城県介護テクノロジー導入・活用セミナー」
セミナーの開催 令和8年7月2日（木）14時～（オンライン）

2 交付決定・事業着手時期 令和8年9月中旬ごろ（予定）

3 補助内容

（1）補助対象者

県内に介護サービス事業所等（介護保険法による指定又は許可を受けた事業所及び老人福祉法による認可を受けた養護老人ホーム、軽費老人ホーム）を有する法人

（2）補助率 補助対象経費の5分の4（補助額の上限額あり）

（3）補助対象と補助上限額

①【介護テクノロジー等導入支援】

ア 公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具検索システム（TAIS）」において「介護テクノロジー」に該当する機器等又はこれと同水準の機能等を有していると知事が判断した機器等を介護サービス事業所等に導入する費用

移乗支援・入浴支援の機器及びインカムは1台あたり上限額100万

介護業務支援に該当する介護ソフトは最大250万

（事業所の職員数により区分）

上記以外の介護テクノロジーは1台あたり上限額30万

※導入に付帯して必要となる経費（Wi-Fi環境整備・PC・タブレット端末等）は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、上記補助上限額の範囲内で補助対象とする。

※「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供）

<https://www.techno-tais.jp/>

イ **介護ソフト**の定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するための情報端末（PC・タブレット端末等）やWi-Fi環境整備等はアの介護ソフトの上限額に15万円上乗せする。

ウ その他、身体的負担の軽減など職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等

1台あたり上限額 100万 バックオフィスソフトは 最大250万 （事業所の職員数により区分） ※付帯費用（Wi-Fi環境整備・PC・タブレット端末等）はアと異なり、補助対象外。

〔ウと認められる例〕

- ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器
（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

②【パッケージ型導入支援】

①のアのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）又はこれと同水準の機器等と、それと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを一体的に導入する費用

（例）介護ソフト+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
介護業務支援に該当する複数の機器 等

- ・1事業所あたり上限額**750万**

③【業務改善支援】

①または②導入時に、生産性向上の知識・経験を有する専門家から業務改善支援（課題抽出や事後評価を含む）を受ける費用

上限額**48万**

4 主な補助要件（予定）

- （1）宮城県介護事業所支援相談センターが実施するセミナーを受講するか、コンサルティング会社等による業務改善支援（3の③）を受けること。
- （2）訪問・通所・短期入所・居宅介護支援等の対象サービス事業所が補助を受ける場合は、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

5 参考サイト

- ・宮城県介護事業所支援相談センター

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/shien-center.html>